



## 日印経済合同委員会会議 (東京) に参加しました！

古くは、日本とインドの関係は主に宗教交流でした。西暦 6 世紀頃、インドの仏教が日本に伝わりました。その後、仏教でフィルタリングされたインド文化は日本文化にさまざまな影響を与えました。これが日本人のインドに対する親近感の源であろうと思いません。

さらに現代では、両国のパートナーシップは、安全保障・地政学の分野における戦略的協力、共同研究や人材育成における協力など、多様な分野で強さを増しています。結果、人的交流が活発となり、最近の統計によると、約9,000人の日本人がインドに住み、35,000人以上のインド人が日本に住んでいます。

両国のさまざまな協力のなかでも最も重要なもののひとつが経済協力です。昨年(2018)10月の統計によりますと、インドに進出している日本企業(子会社および合弁会社を含む)は1,441社あります。この数字は、昨年だけで5パーセント、過去3年間で17パーセント、そして過去7年間では75パーセント以上増加しました。日本企業は、インドで3番目に大きな外国直接投資家なのです。興味深いことに、インドで急成長する新興ベンチャー企業群へのベンチャーキャピタル投資に関しては、2017年に中国とアメリカを上回り、現在、日本が最大規模となっています。また、今のところ貿易収支は日本側の輸出超過となっていますが、インド企業も、特に情報技術・ソフトウェアなどの分野で日本への展開を

着実に進めています。

インドは、日本からの投資に有利な大規模な市場と人的資源を有しています。一方、インドにとっては、ビジネスや新技術について多くのことを日本から学ぶことができます。これが、両国のパートナーシップが進展してきている基本的な理由であり、これはあらゆる分野でこれからも発展させていくべきものでしょう。もちろん、知的財産の分野も例外ではありません。

最近では、知的財産の分野でもインドと日本の距離が縮まってきています。政府レベルでは、経済産業省やMEITY Japanなどのさまざまな組織が、インドのカウンターパートである産業政策推進省やDIPPと緊密に協力してきました。民間レベルでも当然に様々な関係が作られてきています。たとえば、インドと日本のパートナーシップをベースにした日本向け知的財産サービスを行う組織として私の所属する組織、Global IP Indiaがあります。Global IP Indiaは、首都ニューデリーにおいて、インドの知的財産に関する日本企業の要求に応じています。

知的財産の分野における協力で最も大きな成果の一つは、2018年10月に両国が署名したインド-日本間の特許審査ハイウェイ (PPH) でしょう。この展開が日本にとってとりわけ重要なのは、インド-日本間のPPHが、他の国とのPPHに先駆けて始まったインドにとって最初のものである点です。このPPHに



よって、日本の特許庁で特許許可された対応インド出願の審査が高速化されます。つまり、日本の出願人は、アメリカ、ヨーロッパ、中国などの出願人よりも早く審査を受けることがインドで可能となるのです。

人的資源開発における日本とインドの特許庁間の協力もまたよく知られています。たとえば、日本の特許庁が海外産業人材育成協会 (HIDA) や海外産業人材育成協会 (AOTS) と連携して、さまざまな知的財産専門家のためのトレーニングプログラムを実施しています。これには、過去15年にわたりインドから多くの特許実務家や特許審査官が参加してきています。私も、2013年に東京で開催された当該プログラムに参加させていただきました (その他、2015年と2016年には弊所メンバーの2人が参加しました)。

そして、直近では、今年2月26日と27日に東京で開催された日印経済合同委員会会議 (第43回、東京) に招待されたので、それに参加してきました。

これは、国際協力機構 (JICA) やインド商工会議所連合会 (FICCI) などの組織の支援を受けて、日印経済委員会 (JIBCC) によって開催されるものです。今回の主な議題は、日印両国間の民間経済交流、たとえば情報技

術 (IT) や人工知能 (AI)、知的財産などに関するビジネス協力について議論することでした。私は知的財産関連の問題についてプレゼンテーションをする機会を得ました。そこでの議論を通じ、両国間の協力、とりわけ知的財産の分野における協力はうまく進展して来ているように感じることができました。

ニューデリーにある私の組織も含め、数々の架け橋が日本とインドの間に架けられてきており、その数は増えています。日本向けサービスを目指すインドの知的財産実務家や事務所も増えていきますし、知的財産分野における日印ベンチャー企業も生まれています。それらの架け橋が、日本とインド両国の企業の持つ知的財産をそれぞれの相手国で戦略的に活用していくことを容易にしていけることが期待されています。

### 筆者紹介



#### シティージ・マルホトラ (Kshitij Malhotra)

Global IP Indiaの創設メンバーで事務所代表です。インドの弁護士&弁理士双方の資格を持ち、特許を含む知的財産関連の法的経験が10年以上あります。専門は化学工学で、デリー弁護士会所属。首都ニューデリーに住み、英語、ヒンディー語、パンジャブ語が堪能で、日本語に関する基礎知識も有します。趣味は、ドキュメンタリーを観たり、読書したり、詩を書いたりすること。学生時代にはクリケット部員でしたが、今はたしなむ程度で、もっぱら観戦。